

離婚を考えている・離婚をされた お父さん・お母さんへ



お子さんの養育計画について考えてみませんか？

お子さんの健やかな成長を支えるために必要な、
養育費や親子交流、進学や医療などについて、
ご両親で話し合うための**養育計画書**と**作成の手引き**を提供しています
この機会にぜひご覧ください

法務省では、父母の離婚後の子の利益を確保する観点から、養育計画の作成支援について検討しています。
この養育計画書および手引きの配布は、法務省が実施する令和6年度法務省調査研究事業「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務」で、日本加除出版株式会社に委託の下、令和7年2月28日まで実施するものです。
八尾市はこの調査研究事業の協力自治体となっています。

離婚後養育計画

実施時期：令和7年2月末まで

こどものための養育計画書 ～作成までのステップ～

▼ アクセスはこちら



特設サイトに
アクセス



<https://www.kajo.co.jp/chosa-kenkyu/2024/youikutop.html>



養育計画書と
作成の手引きを読む
※電子ブックでお読みいただけます



話し合って
計画書を作る

※こども若者政策課（八尾市役所本館7階）にて印刷したものをお渡しできます



実施後アンケートのお願い 簡単なアンケートにご協力ください

※アンケートにお答えいただき、
必要な情報を入力いただいた方に**謝礼**をご用意しています



法務省では、養育費や親子交流の取決め方やその実施方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成しています。
詳しくはホームページをご覧ください。



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

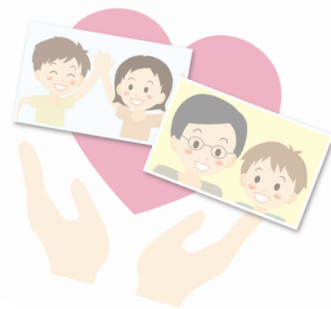
● 養育計画に関するお問合せ

日本加除出版株式会社調査研究事務局
メールアドレス：h-chosakenkyu@kajo.co.jp

● 離婚に関する個別の事案・内容のお問合せ・ご相談

八尾市役所 7階 こども若者部こども若者政策課
電話：072-924-3988
メールアドレス：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

離婚にむけて 八尾市で行っている支援



▶相談先・制度についての詳細は、二次元コードからご覧ください。

母子・父子自立支援員による相談

離婚についての手続きや、ひとり親になった後の生活についての相談を母子・父子自立支援員（相談員）が対面、またはお電話でお受けします。
相談者の秘密は守られますので、安心してご連絡ください。
※予約優先



ひとり親家庭のための無料法律相談

離婚などで、ひとり親になった方の養育費、親子交流（面会交流）、慰謝料、財産分与、年金分割等に関してのご相談に弁護士が応じます。
※離婚前の方も可
予約は、こども若者政策課（TEL 072-924-3988）まで



養育費確保のための支援

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、支払いは親の義務（生活保持義務）です。
ひとり親が養育費を受け取るために、必要な取り決めにかかる費用を支援します。
※養育費の立替ではありません



その他にも、就労にむけた制度や家事支援などもあります
詳しくはこちらから



お問合せ ※相談は事前に予約をお願いします

八尾市こども若者部こども若者政策課

TEL : 072-924-3988 FAX : 072-924-9548

mail : kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp